

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和4年7月22日付け障害第426号-2で行った個人情報不存在決定（整理番号第42号）は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）に基づいて令和4年7月12日付けで行った個人情報開示請求に対し、実施機関が令和4年7月22日付けで行った個人情報不存在決定（以下「本件決定」という。）について、不存在決定を取り消し、文書の開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書、口頭による意見陳述で主張した本件決定に対する不服や反論の要旨は、以下のとおりである。

別紙の書類（共同生活援助・家賃補助申請書）が、令和4年5月16日に初めて出され、この書類に記された、家賃が1日1000円で月に約3万円。その3万円に対して1万円の補助がされたと説明されたが、本人にその説明がされない事など社福への利益誘導が行われているのではないかと主張している。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、以下のとおりである。

審査請求人が開示請求をした内容については、契約の相手方である社会福祉法人が有した文書であり、実施機関が保有する文書ではないため不存在とした。

以上の理由により、本市の対応は条例上適法なものであるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個人情報保護の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 行政文書の存否について

審査請求人は、〇〇〇〇（以下、「〇〇〇〇」という。）から共同生活用の住居を賃借していたようであるが、賃貸借契約は、審査請求人と〇〇〇〇との間で締結されているものであり、その際の説明についても審査請求人と〇〇〇〇との間で行われるものと考えられる。そのため、実施機関が賃貸借契約の説明の際の文書を保有していないということに不合理な点はない。

また、審査請求人は実施機関から〇〇〇〇への利益誘導が行われているのではないかと主張をするが、当審査会は、諮問に応じ審査請求について調査審議をするために設置されており（四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第2条第1項第2号）、本件の審査請求の趣旨が、「市が審査請求人に行った個人情報不存在決定を取り消すとの裁決を求めるもの」とされているため、利益誘導の有無等はそもそも、当審査会における調査審議の対象ではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月27日	・ 諮問書受理
令和5年7月14日	・ 審議（令和5年度第2回審査会合議体）
令和5年8月23日	・ 審議（令和5年度第3回審査会合議体）
令和5年8月30日	・ 審議（令和5年度第4回審査会合議体）
令和5年9月27日	・ 審議（令和5年度第5回審査会合議体）
令和5年10月31日	・ 審査請求人による口頭意見陳述及び審議

	(令和5年度第6回審査会合議体)
令和5年12月8日	・審議(令和5年度第7回審査会合議体)
令和6年1月19日	・審議(令和5年度第8回審査会合議体)
令和6年2月21日	・審議(令和5年度第9回審査会合議体)
令和6年4月9日	・審議(令和6年度第1回審査会合議体)
令和6年6月4日	・審議(令和6年度第2回審査会合議体)
令和6年9月17日	・審議(令和6年度第4回審査会合議体)

経緯(参考)

令和4年7月12日 個人情報開示請求

令和4年7月22日 個人情報不存在決定通知書

令和4年7月27日 審査請求

令和4年9月2日 弁明書